

1 ごみ集積施設の技術基準

(1)位 置

- ① 公道に面していること。なお、交差点及び横断歩道から5メートル以内に設置しないこと。
- ② ごみ収集車両が容易に駐停車できるよう、ガードレール、植栽、電柱の前又は道路と極端な段差がある場所にごみ集積施設を設置しないこと。
- ③ ①及び②より難しい場合は、必ず事前に市と協議を行うこと。

(2)規模、形状及び設置数

- ① ごみ集積施設の面積(内法面積)は、建設戸数に**0.15平方メートル**(ファミリータイプ、ワンルームタイプとも)を乗じたものとし、**1.5平方メートル**以上を基本とすること。
- ② ごみ集積施設の形状は、その奥行きが間口の2分の1以下となるものとする。
- ③ 複数のごみ集積施設を設置する場合は、その合計面積が①を満たすものとする。
- ④ ①から③までの各号により難しい場合は、その開発事業の建物及び地形に基づき、必ず事前に市と十分に協議を行うこと。

(3)構造

- ① コンクリートブロック造り又はコンクリート造りで、公道に面した所は前面開放すること。
- ② まちの美観を高めるため、建物と調和した仕上がりや色彩とすること。また、可能な限り周囲に植栽をすること。
- ③ 水道栓を取り付け、排水溝を設置すること。
- ④ 側溝がU字溝の場合は、10トン耐圧のグレーチングを設置すること。なお、設置したグレーチングは、事業者等において維持管理すること。
- ⑤ 門扉を取り付ける場合は、業務課と十分に協議すること。

※開口部は、有効間口の3分の2以上とする。ただし、観音開きの扉は設置しないこと。
※門扉は施錠しないこと。鍵を取り付ける必要がある場合は、ごみ収集の際は必ず解錠しておくこと。(市では鍵等は預からない)
- ⑥ 屋根を取り付ける場合は、業務課と十分に協議すること。

※高さは、最低2メートル以上とすること。
- ⑦ ①から⑥までの各号により難しい場合は、必ず事前に市と協議を行うこと。

(4)小規模共同住宅に係る特例

住戸の数が10未満の共同住宅に限り、事前に市と協議を行い承認を得たうえで、ボックスやコンテナボックスをごみ集積施設として設置することができることとする。

2 機械式ごみ貯留排出施設の設置

(1)定 義

機械式ごみ貯留排出施設とは、家庭生活に伴って排出される一般廃棄物のうち燃やすごみを機械的に貯留排出する装置

(以下「機械式貯留装置」という。)を設置した建物で、収集車が直接この建物に寄り付ける施設(以下「機械式貯留施設」という。)をいう。大規模共同住宅において、機械式ごみ貯留排出施設を設置する場合は、以下のとおりとする。

(2)位 置

- ① 機械式貯留施設は、建物の敷地内に別棟で地上に設置し、収集車後部を機械式貯留装置の排出口に接することのでき、かつ収集作業中の収集車両が住民や他の車両の通行等の妨げにならないように十分なスペースを確保すること。
- ② 機械式貯留施設を敷地の奥に設ける場合、敷地内道路の幅を十分に確保するとともに、収集車両が他の道路に通り抜けでき、容易に切り返しのできるスペースを確保すること。
- ③ 機械式貯留施設を、やむを得ず共同住宅の建物屋内に設置する場合には、収集車両が容易に直接この施設まで乗り入れかつ退出できる通路、旋回場所及び必要な有効高を確保しなくてはならない。
- ④ 機械式貯留施設とは別に、燃やすごみ以外の排出場所として、その他ごみ置場を設置しなくてはならない。

また、その他ごみ置場の面積については、機械式貯留装置に燃やすごみを貯留することにより排出するごみ量が減少することから、戸数×0.15㎡(世帯×指定袋大2袋)の内法面積に対して、概ね「3分の2程度※」の面積を確保しなくてはならない。その他の取扱いについては通常の設置基準に準じることとする。

(3)構造・形状・設備

- ① 機械式貯留装置の周囲に囲いを設けるとともに、屋根等を設置し、外部からの進入による事故及びごみの飛散、流出等が防止でき、かつ居住者の利用並びに収集作業に支障のない構造とすること。
- ② 機械式貯留施設の面積については、機械式貯留装置の規模を考慮し適切な面積を確保すること。
- ③ 機械式貯留装置は、建物の規模、住宅の戸数及び収集頻度等を考慮し、排出量に応じた適切な容量(原則、戸数×0.0434㎡)を確保すること。
- ④ 機械式貯留施設前面の収集車寄り付き場所に、収集車の動線表示と停止のラインを引くこと、及び収集車の停車時に車両の歯止めで使用するタイヤストッパー等を用意すること。
- ⑤ ごみの排出にあたっては、機械式貯留装置の排出口からベルトコンベア方式によって、収集車両に排出するものとし、収集車両の投入口とベルトコンベアが容易に接続できる形状にすること。
- ⑥ ベルトコンベアの幅は、収集車両の投入口の幅以内とし、高さは収集車両の投入口の高高さに合わせて簡単に調整ができるものとする。
- ⑦ ベルトコンベアの下部にゴム板を設置するなど粉塵落下防止のための対策を行うこと。
- ⑧ ベルトコンベア部分及び床を綺麗に維持管理するための設備、水栓及び排水設備を設置すること。

ごみ集積施設の技術基準

2 機械式ごみ貯留排出施設の設置

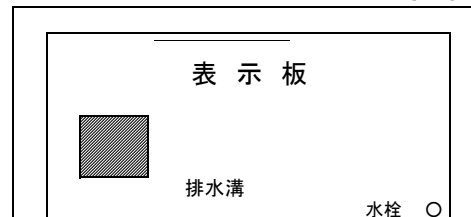
(4) その他取扱い

- ① ごみの投入口に投入禁止物を表示するなど、住民に対してごみの分別や排出マナーに関する啓発を行うこと。(処理施設で受け入れできないような間違った分別のごみの排出が継続するような場合は、収集できないことがあります。)
- ② ごみの排出にあたり、機械式貯留装置の稼働立ち上げに必要な初期作業(鍵の差し込み等)は管理人等が行うこととする。

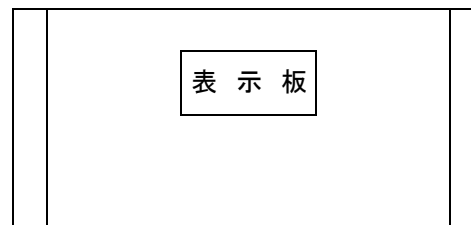
ベルトコンベアの運転などの直接的なごみの排出操作については、原則、収集作業員が行うこととする。(鍵を市では預からない)
- ③ 機械式貯留装置の日常の維持管理に関する費用、修理費、老朽化による入れ替え等の経費はすべて建築主もしくは住民等が負担するよう計画すること。

○ ごみ集積施設構造標準図

平面図



立面図



※ 集積施設の管理運営事項

住宅管理者及び入居者で行い次の事項を遵守すること。

- 新規入居の際の引越しごみ(臨時ごみ)は、有料となる。
- 収集日以外にごみを出さないこと。
- 集積施設及びその付近は、清潔にすること。
- 集積施設の付近及び進入路への駐車・障害物の放置をおこなわないこと。
- 集積施設の破損・老朽化により収集作業に支障をきたさないよう管理すること。

※ 尼崎市ごみ収集車ボディサイズ

	長さ	高さ	幅	ドアミラー含む
3.0t車	525 c m	237 c m	188 c m	225 c m
3.5t車	576 c m	238 c m	214 c m	255 c m
ダンプ車	489 c m	253 c m	170 c m	225 c m

改訂：2025/04/01

定期収集

- **燃やすごみ**
台所ごみ、紙くず、木くず、繊維くず
革類、ゴム類、テープ(ビデオ・オーディオ)・CD
レコード・ハンガー・ブランター
プラモデル・ライター・チューブ容器
カップ類・発泡スチロール・卵パック・その他
- **紙類・衣類**
紙類 (新聞・雑誌・段ボール)
衣類 (着用可能な状態の物)
- **びん・缶・ペットボトル**
びん、缶(スチール・アルミ)
飲料用ペットボトル
- **金属製小型ごみ**
小型家電製品類・金属類・その他
危険なもの(刃物類・ガラス類・スプレー缶・その他)
- **大型ごみ(有料:300円/1点~1800円/1点)**
家具・敷物・寝具・家電製品・自転車類・その他
- **臨時ごみ(有料:5400円券1枚分/量2量分で高さ180cmの立方体)**
引越しごみ等で一時多量に出たごみは、有料で収集になります。
※「家電リサイクル法対象品目」
エアコン・ブラウン管テレビ・液晶・プラズマテレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機
市では収集しません。
- ※ **パソコン・二輪車(原付含む)**
市では収集しません。

美しいまちづくりをめざして

- ごみは収集日の朝8時までに出して下さい。
- 正しく分別し、決められた日に出して下さい。
- ごみ袋は「尼崎市指定袋」を使ってください。
- ガラスの破片などは厚紙にいれて「キケン」の表示のうえ金属製小型ごみの日に出して下さい。
- スプレー類は必ず缶に穴をあけてガスを抜いてから金属製小型ごみの日に出して下さい。
- 新聞・雑誌・段ボールなどの紙資源は集団回収に協力するか、紙類・衣類の日に出して下さい。
- 着用可能な衣類は、指定袋に入れて、紙類・衣類の日に出して下さい。
- ごみの正しい分け方・出し方などの詳しい内容は、「尼崎市家庭ごみべんりちよう」でご確認下さい。